

船舶事故調査報告書

令和4年4月13日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和3年4月13日 07時00分ごろ～09時24分ごろの間）（死亡時刻：4月13日 10時20分）
発生場所	不明（新潟県新発田市松塚漁港北北東方沖）
事故の概要	漁船光隆丸は、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和3年4月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 光隆丸、0.6トン NG3-17157（漁船登録番号）、個人所有 6.17m（Lr）×1.77m×0.75m、FRP ガソリン機関、60kW（動力漁船登録票による）、平成5年8月11日
乗組員等に関する情報	船長 69歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成12年5月18日 免許証交付日 令和元年11月19日 （令和7年5月17日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.6m、水温 約11℃ 新発田市には、4月13日03時53分に強風注意報が発表され、本事故当時も継続中であった。
事故の経過	本船は、和船型の船外機船で、船長が1人で乗り組み、操業を行う目的で令和3年4月13日05時00分ごろ松塚漁港を出港した。 僚船の船長は、07時00分ごろ、漁を終えて帰港中、松塚漁港北北東方2.0海里（M）付近で、本船の船首部に設置されている巻揚機のそばに立っていた船長を目撃した。 他の僚船の船長は、松塚漁港で他の漁師仲間から本船の帰港が遅い旨の話を聞き、すぐに船長の携帯電話に連絡をしたところ、電話が繋

	<p>がらず、その後も繋がらなかったため、07時30分ごろ出港し、松塚漁港北東方沖の周辺海域を捜索したものの、本船を発見できずに08時26分ごろ118番通報を行った。</p> <p>通報を受けた海上保安庁は、巡視艇1隻等を派遣し、本船の捜索に当たった。</p> <p>本船は、09時24分ごろ、松塚漁港北方4.0M付近で、捜索中の海上保安庁のヘリコプターにより、漂流しているところを発見されたが、船内及び付近海上に船長の姿は確認されなかった。</p> <p>船長は、09時42分ごろ、本船の発見場所から南南東方1.2M付近で、救命胴衣を着用し、うつぶせの状態²で漂流しているところを海上保安庁のヘリコプターにより発見され、吊り上げ救助された後、心肺停止の状態³で新潟市内の病院に搬送されたが、10時20分医師により死亡が確認され、死因は、溺水と検案された。</p> <p>本船は、捜索に当たった巡視艇によって回航され、12時00分ごろ松塚漁港に入港した。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>本船は、ふだん、早朝に出港し、約1～2時間で帰港していた。</p> <p>本船は、発見時、船外機が停止した状態で、船体に他船との衝突痕などはなく、甲板上には漁具及び漁獲物のいいだこが残されていた。</p> <p>本船は、甲板から舷縁までの高さが約0.4mで、海面から船上に上がる際に使用する梯子⁴などはなかった。</p> <p>船長は、携帯電話を身に付けていたが、防水型でなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>船長は、07時00分ごろ松塚漁港北北東方沖で帰港中の僚船の船長に巻揚機のそばに立っていたところを目撃された後、09時24分ごろ本船が松塚漁港北方沖で無人で漂流しているところを発見されたことから、この間において、落水し、溺水したものと考えられる。</p> <p>船長は、本船が発見された際、甲板上に漁具及び漁獲物のいいだこが残された状態であり、ふだん、出港してから約1～2時間で帰港していたことから、帰港に向けて作業を行っていたところ落水した可能性があると考えられるが、落水した状況を目撃した者がおらず、船長が死亡したことから、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が松塚漁港北北東方沖において、船長が落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p>

	<ul style="list-style-type: none">・ 船長は、防水型又は防水パックに入れるなどの防水処置を施した携帯電話を身に付け、落水した際の連絡手段を確保しておくこと。・ 小型船舶の甲板上で作業する際は、落水した場合に備え、縄ばしご等を装備しておくことが望ましい。
--	--

付図1 事故発生場所概略図

